

愛知県環境影響評価審査会会議録

- 1 日時 平成23年7月26日(火) 午前10時から午前11時15分まで
- 2 場所 愛知県自治センター 5階 研修室
- 3 議事
 - (1) 知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)半田クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - (2) 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書について
 - (3) その他
- 4 出席者
委員17名、説明のために出席した環境部職員16名、事業者9名
- 5 傍聴人等
傍聴人8名、報道関係者なし
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)半田クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - ・ 議事録の署名について、岡村会長が谷脇委員と松尾委員を指名した。
 - ・ 資料1について、事務局から説明があった。
 - ・ 資料2について、成瀬部会長から説明があった。

<質疑応答>

【吉久委員】資料2の「9 その他」の(2)において、「その作成に当たっては、住民等にわかりやすい簡潔なものとなるよう配慮」とある。

準備書は住民だけでなく専門家も読む図書であり、専門的な見地からの審査に耐えられるようなバックデータや計算式を掲載する必要がある。住民等にわかりやすく内容を示すのはむしろ概要版で良いと考える。

こうした趣旨から、西名古屋火力発電所部会の部会報告を議論する際に、同様の発言をし、西名古屋火力発電所部会の部会報告では、「住民等にわかりやすい」から「住民等に」を削除することとなった。

あるいは、「住民等にもわかりやすい」と修正する案も考えられると思うが、検討いただきたい。

【岡村会長】事務局から何か意見はあるか。

【事務局】事務局としては、「住民等に」を削除し、西名古屋火力発電所の部会報告と合わせた文章にしていきたい。

【岡村会長】資料2の「1 全般的事項」の(6)として、「必要に応じて、事後調査又は環境監視の計画を検討すること」とあるが、わかりにくいので、「ダイオキシン類等の」ように例示を入れてはどうか。

【事務局】「必要に応じて事後調査又は環境監視」という意見については、阿久比町長意見で指摘された、大気中のダイオキシン類の環境調査を踏まえたものではある。ただ、事務局としては、大気中のダイオキシン類もさることながら、本事業の事業特性を考慮すると、埋立廃棄物の掘削に伴う悪臭、水質、地下水といった項目の環境監視を行うことも想定されると考えている。

こうしたことから、全般的事項で意見を述べているので、「ダイオキシン類」を例示としてあげるのは違和感がある。

【井上委員】資料4の西名古屋火力発電所部会の部会報告では、「8 その他」の(3)で「準備書の電子縦覧等について適切に対応すること」という意見があるが、資料2の半田クリーンセンター部会の部会報告では、同様の意見がない。半田クリーンセンターの部会報告で、電子縦覧に係る意見がない理由を説明されたい。

【事務局】西名古屋火力発電所は、環境影響評価法に基づき手続が進められている。一方、半田クリーンセンターは愛知県環境影響評価条例に基づく手続が進められている。

本年4月に環境影響評価法が改正され、新たに電子縦覧等に係る規定が設けられた。改正法は現時点では施行されていないが、施行前であっても、改正法の趣旨を踏まえた適切な対応を求めると考えられることから、環境影響評価法に基づき手続が進められている西名古屋火力発電所について、意見を付したものである。

愛知県環境影響評価条例については、電子縦覧は今後の検討課題ではあると考えているが、その規定が、現時点では、愛知県環境影響評価条例に明文化されていないことから、半田クリーンセンターについては、電子縦覧を求める意見を付さなかったものである。

【岡村会長】電子縦覧を行うことについては、それほど大変なことではないと思うがどうか。

【事務局】ご指摘のとおり、環境影響評価図書の電子データを保存するサーバーを用意するなどの対応がなされれば電子縦覧は可能である。また、愛知県環境影響評価条例の規定とは別に、事業者の自主的な判断で、環境影響評価図書の内容をホームページで公開した例はある。

事務局としても、電子縦覧が行われるのが望ましいとは考えているが、愛知県環境影響評価条例に規定がないことから、意見を付しにくかった面はある。

【岡村会長】愛知県環境影響評価条例に基づくということが言いにくければ、「電子縦覧を行うことが望ましい」という意見にすることも考えられるのではないか。

【事務局】ご指摘を踏まえ、電子縦覧を求める意見を追加することとする。文案を

検討の上示すこととしたい。

【柳澤委員】今後の環境影響評価は、事後調査により予測及び評価の結果がどうだったのかを確認することが多くなると考えられ、事後調査の重要性が高まると考えている。特に、生物系は工学系と比較し、不確実性があることから、事後調査を行うケースも多く、事後調査の重要性が高い。

こうしたことから、生物系についての事後調査の重要性を指摘する意見を付すのが望ましいと考え、部会報告を確認していた。

「1 全般的事項」の(6)に事後調査に係る意見があったので、この内容で良いと思う。

今回は、廃棄物最終処分場の跡地で行われる事業であり、通常の事業とは異なることから、準備書でどのような調査、予測及び評価結果が示されるのか興味深い。

【岡村会長】準備書の段階では、調査、予測及び評価の結果が示されるので、事後調査の必要性等についても議論いただけるものと考えている。

【岡村会長】これまでの指摘を踏まえ、事務局から修正文案を示していただきたい。

【事務局】修正箇所は2点である。

1点目は、「9 その他」(2)について、「その作成に当たっては、住民等にわかりやすい簡潔なものとなるよう配慮するとともに」から「住民等に」を削除し、「その作成に当たっては、わかりやすい簡潔なものとなるよう配慮するとともに」に修正するものである。

2点目は、「9 その他」に(3)を追加し、「準備書の電子縦覧について検討すること。」とするものである。

補足説明すると、西名古屋火力発電所の部会報告では、電子縦覧だけではなく、事後調査への対応も考慮して「電子縦覧等」とした。これは、環境影響評価法の改正で、電子縦覧とともに事後調査の規定が追加されたことを踏まえたものである。

一方、愛知県環境影響評価条例では、既に事後調査に係る規定があることから、半田クリーンセンターについては、単に「電子縦覧」とした。

【岡村会長】事務局から説明のあった修正案について、意見はないか。

(委員から修正を求める意見なし)

【岡村会長】意見がないので、部会報告に事務局から説明のあった2点を修正した上で審査会の答申とする。

資料2の「知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書に関する部会報告」を2点修正し、審査会答申とすることで合意し、別紙の写しのとおり答申した。

イ 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書について

- ・ 資料3について、事務局から説明があった。
- ・ 資料4について、井上部会長から説明があった。

<質疑応答>

【朴 委員】資料3について、今後の準備書の段階においては、行政は地域の住民に対する説明責任を果たすよう促したい。当該事業について、関係市村が六つあるが、その中で、二つの市からは意見なしであった。意見があったとしても、似たような意見が出てくることも問題かもしれないが、それでも、方法書を読んで、説明責任を果たそうという意思が読みとれる。特にありませんという意見は、当該方法書が完璧なものとは言えない中で、地域住民の生活環境を改善するという役目を放棄しているのではないかと思う。方法書をよく読んだ中で、よくできた方法書だから意見はありませんという形で受け取りたいが、どうもそのようには読めないということを市町村へ伝えていただいて、意見を出すことで説明責任を果たすよう要望したい。

【岡村会長】県から指導はできないか。

【事務局】県から市町村に対し強制的に意見を出せとはなかなか言えない。当方としても市町村に対して環境アセスメント制度について、いろいろな機会の説明しているつもりだが、それが十分ではないというご指摘だと思う。アセスメント制度をまだ十分理解されていない市町村もあると思うので、できるだけ機会を見つけて説明していくことで、市町村から意見が出てくることに繋げていきたいと思う。また、意見を聴く期間が短いということがないような意見照会を心がけていきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

【朴 委員】県が指導することができないのはわかっているので、審査会の委員の発言として、市町村長意見に注目している委員がいることが市町村に伝わるとよい。

【岡村会長】資料4の「2 大気質」(4)で、「沿道の生活環境に最大限配慮すること」とある。今回の方法書で、国道23号で要請限度を超えているということから、その道路の使用を控えるという対応もあるが、国道を管理する事務所、超過しているので対策を執られたいとの、知事意見を述べることはできないか。

【事務局】騒音、振動の事務については市町村が所管している。今回の方法書についても、市町村が測定した結果を収集したものである。要請限度を超え、かつ、周辺的生活環境が著しく損なわれると認める場合は、当該市町村長が都道府県公安委員会に対応を要請する制度になっている。今回のアセスメントについては、事業者に対して意見を述べるものであり、なるべく関係車両を分散させて、伊勢湾岸自動車道を使うことで、国道等の沿道への影響の低減に繋げてほしいというものであり、ご理解いただければと思う。

【岡村会長】他に意見等はないか。

(委員から修正を求める意見なし)

【岡村会長】特段の修正を要する意見がないので、部会報告をそのまま審査会から知事への答申とする。

資料4の「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書に関する部会報告」を審査会答申とすることで合意し、別紙の写しのとおり答申した。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会



別紙1

平成23年7月26日

愛知県知事

大村秀章 殿

愛知県環境影響評価審査会

会長 岡村 稔



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田クリーンセンター
整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申）

平成23年5月13日付け23環活第74-1号の諮問については、別添のとおり
お答えします。

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書に対する答申

はじめに

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画、工事計画の検討に当たっては、環境保全措置に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。また、調査の実施に当たっては、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意すること。

特に、一般廃棄物最終処分場の跡地で行われるという事業の特性を踏まえ、埋立廃棄物の掘削による悪臭、水質、土壌及び地下水質に対する環境影響の回避、低減に十分配慮すること。

- (2) ごみ処理施設の処理能力については、今後検討して決定するとしているが、知多南部広域環境組合の構成市町の協力を得て廃棄物の更なる排出抑制を進めて、その結果を踏まえた処理能力の算定を行うこと。
- (3) ごみ処理施設の処理方式については、方法書では2通りの案の中から稼働実績、処理性能、維持管理性、安全性、環境保全性、生活環境への影響等を勘案して決定するとしており、検討の結果現在までにストーカー方式が選定されているが、比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。
- (4) 事業実施区域内の既存のごみ処理施設等について、準備書作成までにその撤去又は廃棄に係る具体的な計画が策定され、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を適切に把握するよう調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 調査地点及び予測地点については、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (6) 調査、予測及び評価の結果を基に適切な環境保全措置を検討するとともに、必

要に応じて、事後調査又は環境監視の計画を検討すること。

- (7) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 大気質の現地調査については、四季各1週間の連続測定を行うとしているが、事業実施区域の周囲の土地利用の状況、既存の大気汚染常時監視測定局の位置等を踏まえ、事業実施区域内の現地調査地点では、硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の測定を、1年間連続して行うこと。
- (2) 工事計画の検討に当たっては、周辺環境への配慮を行うため、低公害型建設機械及び低公害型の車両を積極的に採用すること。
また、供用時には、低公害型の車両を積極的に使用するよう知多南部広域環境組合の構成市町に働きかけること。
- (3) 微小粒子状物質については、現地調査により地域の状況を把握することとしているが、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、環境影響評価項目に追加して予測及び評価を行うこと。

3 低周波音

低周波音の測定は風の影響を強く受けることから、強風時を避けるなど、適切な条件下において測定を実施すること。

4 地下水の状況及び地下水質

- (1) 被圧地下水の水位及び水質については、事業実施区域における地盤の状況や地下水の流れを把握し、必要に応じて複数の帯水層で調査を実施すること。
- (2) 事業実施区域の周囲で地下水の水質汚濁に係る環境基準を超過した事例があることから、可能な限りその原因を把握し、今後実施する事業実施区域内での現地調査結果を踏まえて、必要に応じて、より綿密な調査を実施するとともに地下水汚染防止の対策を検討すること。

5 動物、植物、生態系

- (1) 現地調査において、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指

導、助言を得ながら、適切に調査を実施すること。

(2) 緑地帯の設置計画等の検討に当たっては、地域の生態系に配慮すること。

6 景観

事業実施区域の周囲において新たなごみ処理施設を視認できる範囲を示した上で、調査地点及び予測地点を適切に設定すること。

7 廃棄物等

掘削工事に伴い発生する廃棄物等については、廃棄物分析結果等により廃棄物等の発生量及び性状を適切に把握するとともに、適切な廃棄物等の処分計画を検討すること。

8 温室効果ガス等

- (1) 温室効果ガス等については、供用時におけるばい煙の排出、機械等の稼働に係る排出量のみを予測及び評価しているが、工事の実施における資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等、並びに供用時における廃棄物等の搬入及び搬出に係る排出量についても予測及び評価を行うこと。
- (2) 周辺施設における余熱利用を積極的に進めるとともに、廃棄物発電については、より高い発電効率となるよう検討すること。

9 その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民等の意見を十分に検討すること。
- (2) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、わかりやすい簡潔なものとなるよう配慮するとともに、使用する用紙等についても環境に十分配慮したものとすること。
- (3) 準備書の電子縦覧について検討すること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
平成23年5月13日	審 査 会	知事からの諮問 方法書の内容の検討 住民意見の概要の検討 部会の設置及び付託
平成23年6月7日	部 会	方法書の内容の検討 住民意見の概要の検討
平成23年7月12日	部 会	方法書の内容の検討 関係市町長意見の検討 部会報告の検討
平成23年7月26日	審 査 会	方法書の内容の検討 関係市町長意見の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

	井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
◎	岡村 穰	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
	岡本 真理子	東海学院大学健康福祉学部教授
	酒巻 史郎	名城大学理工学部教授
○	大東 憲二	大同大学工学部教授
	武田 美恵	愛知工業大学工学部講師
	田中 稲子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授
	谷村 篤	三重大学大学院生物資源学研究科教授
	谷脇 弘茂	藤田保健衛生大学医学部講師
	東海林 孝幸	豊橋技術科学大学環境・生命工学系助教
	富田 寿代	鈴鹿国際大学国際人間科学部教授
	中川 弥智子	名古屋大学大学院生命農学研究科准教授
	那須 民江	名古屋大学大学院医学系研究科教授
	夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	成瀬 一郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
	二宮 善彦	中部大学工学部教授
	朴 恵淑	三重大学人文学部教授
	長谷川 明子	財団法人日本生態系協会評議員
	廣島 康裕	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
	藤井 伸二	人間環境大学人間環境学部准教授
	増田 理子	名古屋工業大学大学院工学研究科准教授
	松尾 直規	中部大学工学部教授
	光田 恵	大同大学情報学部教授
	柳澤 紀夫	財団法人日本鳥類保護連盟理事
	山澤 弘実	名古屋大学大学院工学研究科教授
	山田 佳廣	三重大学大学院生物資源学研究科教授
	吉久 光一	名城大学理工学部教授
	吉村 いづみ	名古屋文化短期大学教授

◎ : 会長

○ : 会長代理

(敬称略、五十音順)



別紙2

平成23年7月26日

愛知県知事
大村秀章殿

愛知県環境影響評価審査会

会長 岡村 稔



西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書
について（答申）

平成23年5月27日付け23環活第89-1号の諮問については、別添のとおり
お答えします。

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書に対する答申

はじめに

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画、工事計画の検討に当たっては、環境保全措置に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。特に、地球温暖化防止及び温排水による環境影響の低減の観点から、できるだけ発電効率の高いシステムの導入や関連施設の省エネルギー化に努めること。
- (2) 発電設備の一部については、軽油も使用できる計画としていることから、軽油が使用できる発電設備の数及び規模並びに使用する軽油の性状及び使用量を明らかにするとともに、漏油対策を示すこと。
- (3) 調査地点及び予測地点については、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 供用時の施設の稼働（排ガス）の予測対象時期（長期的予測、短期的予測）については、発電所の運転が定常状態となり、大気汚染物質の排出量が最大となる時期としているが、発電設備の一部については軽油が使用できる計画としていることを踏まえ、LNG専焼時及び軽油使用時のそれぞれ最大となる時期を対象に実施すること。
- (2) 高層気象観測については、季節ごとに1週間の観測を行うとしているが、天気図等の気象に関する情報を収集、整理及び解析し、各季節を代表する調査時期を選定すること。
- (3) 工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働（機械等の稼働）に伴う騒音

及び振動については、規制基準への適合性を確認するため、調査、予測及び評価を行うこと。

- (4) 工事関係車両の運行計画の策定に当たっては、効率的な運行による車両台数の抑制や平準化、低公害型の車両の積極的な使用、伊勢湾岸自動車道の利用促進、海上輸送への振り替えなどにより沿道の生活環境に最大限配慮すること。

また、工事中資材等の搬出入に伴う大気質、騒音及び振動の予測及び評価に当たっては、主要な交通ルートにおける車両台数を明らかにした上で、飛島村だけでなく知多市の対象事業実施区域についても適切な調査・予測地点を設定すること。

- (5) 微小粒子状物質については、環境調査を行うなど現状を把握するとともに、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、環境影響評価項目に追加して予測及び評価を行うこと。

3 水質、底質等

- (1) 排水処理計画の具体化に当たっては、伊勢湾水域は、COD、全窒素及び全燐の水質汚濁に係る環境基準不適合地点が存在するため、できる限り負荷量の削減に努めること。
- (2) 新設の総合排水処理装置における処理方式を示し、含油排水も適切に処理ができることを明らかにすること。
- (3) 浚渫工事に伴う汚濁拡散防止対策及び工事中の排水による海域の水質汚濁の防止対策を明らかにし、予測及び評価を行うこと。
- (4) 温排水の影響の範囲を予測するための調査地点の設定理由を明確にするとともに、必要に応じて調査地点を見直すなど適切に予測及び評価を行うこと。

4 動物、植物、生態系

- (1) 動物に係る調査、予測及び評価に当たっては、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、適切に実施すること。
- (2) 鳥類の現地調査については、夏季において鳥類相を把握するための調査を追加すること。
- (3) ラムサール条約登録湿地（藤前干潟）に飛来する鳥類、生息する水生生物等への影響について、工事中及び供用時に影響が及ばないとする理由を明らかにすること。

- (4) 冷却水には次亜塩素酸ソーダを注入することとされているが、放水口における残留塩素濃度を適切に管理する計画とするとともに、必要に応じてその影響について予測及び評価を行うこと。
- (5) 緑地の整備計画は、地域の生態系に配慮した上で長期的な視点から策定すること。
- (6) 対象事業実施区域における予備調査及び現地調査の結果について、重要な種の保護に配慮しつつ、その生息、生育情報をできるだけ詳細に示すこと。

5 景観

飛島村の対象事業実施区域の周囲において新たな発電設備を視認できる範囲を示した上で、視認できる眺望点から予測及び評価を行うこと。

6 廃棄物等

工事により大量の残土及び汚泥が排出されると考えられるため、その排出抑制に努めるとともに、再使用方法、処理方法等を明らかにすること。

また、浚渫工事に伴い発生する浚渫土砂についても、予測及び評価の対象とし、発生量、処理方法等について明らかにすること。

7 温室効果ガス等

温室効果ガス等については、供用時における施設の稼働（排ガス）に伴う排出量及び排出量原単位のみを予測及び評価するとしているが、工事の実施における工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に係る排出量についても予測及び評価を行うこと。

8 その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民等の意見を十分に検討すること。
- (2) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、わかりやすい簡潔なものとなるよう配慮するとともに、使用する用紙等についても環境に十分配慮したものとすること。
- (3) 環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 27 号）の施行状況等を注視し、準備書の電子縦覧等について適切に対応すること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
平成23年5月27日	審 査 会	知事からの諮問 方法書の内容の検討 住民意見の概要の検討 部会の設置及び付託
平成23年6月24日	部 会	方法書の内容の検討 住民意見の概要の検討
平成23年7月21日	部 会	方法書の内容の検討 関係市村長意見の検討 部会報告の検討
平成23年7月26日	審 査 会	方法書の内容の検討 関係市村長意見の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

	井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
◎	岡村 穰	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
	岡本 真理子	東海学院大学健康福祉学部教授
	酒巻 史郎	名城大学理工学部教授
○	大東 憲二	大同大学工学部教授
	武田 美恵	愛知工業大学工学部講師
	田中 稲子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授
	谷村 篤	三重大学大学院生物資源学研究科教授
	谷脇 弘茂	藤田保健衛生大学医学部講師
	東海林 孝幸	豊橋技術科学大学環境・生命工学系助教
	富田 寿代	鈴鹿国際大学国際人間科学部教授
	中川 弥智子	名古屋大学大学院生命農学研究科准教授
	那須 民江	名古屋大学大学院医学系研究科教授
	夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	成瀬 一郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
	二宮 善彦	中部大学工学部教授
	朴 恵淑	三重大学人文学部教授
	長谷川 明子	財団法人日本生態系協会評議員
	廣島 康裕	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
	藤井 伸二	人間環境大学人間環境学部准教授
	増田 理子	名古屋工業大学大学院工学研究科准教授
	松尾 直規	中部大学工学部教授
	光田 恵	大同大学情報学部教授
	柳澤 紀夫	財団法人日本鳥類保護連盟理事
	山澤 弘実	名古屋大学大学院工学研究科教授
	山田 佳廣	三重大学大学院生物資源学研究科教授
	吉久 光一	名城大学理工学部教授
	吉村 いづみ	名古屋文化短期大学教授

◎ : 会長

○ : 会長代理

(敬称略、五十音順)